



働き方改革に取り組みましょう！ 法令改正のポイント、各種支援のご案内

法改正の内容

労働基準法改正により残業時間の上限が規制されました。

現行

大企業 2019年4月1日～
中小企業 2020年4月1日～

時間外労働（残業時間）については、右図のとおり、上限規制が適用されています。

ただし、建設事業は上限規制の適用が
2024年3月31日まで猶予されています

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。

法律による上限(例外)

- ・年720時間
 - ・複数月平均80時間*
 - ・月100時間未満*
- *休日労働を含む
(特別条項/年間6か月まで)

法律による上限(原則)

- ・月45時間
- ・年360時間

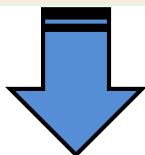
残業時間(原則)
月45時間
年360時間
法定労働時間
1日8時間
週40時間



1年間=12か月

月残業80時間 || 1日残業4時間程度

2024年(令和6年)
4月1日～



建設事業にも時間外労働の上限規制が適用されます！

時間外労働は原則として、月45時間、年360時間が上限となり、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、

- ★時間外労働が年720時間以内
- ★時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、
- ★時間外労働と休日労働の合計が2～6か月平均で全て月80時間以内
- ★時間外労働が月45時間を超えることができるのは年間6か月まで

となります。ただし、災害の復旧・復興の事業については、月100時間未満・2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。

※ 労働時間は、労働基準法で原則1日8時間、1週間40時間と定められています。

1日8時間又は1週40時間を超えて労働させる場合は、労働者の過半数を代表する者と労使協定（36協定）を締結し、所轄の労働基準監督署に届出する必要があります。



こちらから36協定を作成できます

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等について（労働基準法第33条）

災害その他避けることのできない事由（許可基準に該当する場合に限る）によって、臨時の必要がある場合には、所轄労働基準監督署の事前の許可又は事後に遅滞なく届出をすることにより、36協定で定める限度とは別に時間外、休日労働を行うことができます。



2019年4月以降、タイムカード等の客観的な方法により、

「労働時間の状況」（出退社時刻）を把握することが必要とされています。

この点もお忘れなく！



労働時間相談・支援コーナー

各労働基準監督署において、時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般や時間外労働削減に向けた取組について、相談・支援を行っております。

個別訪問によるご相談にも対応しており、お悩みに沿った解決策をご提案します。

鳥取労働基準監督署：鳥取市富安2丁目89-4 ☎0857-24-3211

米子労働基準監督署：米子市東町124-16 ☎0859-34-2231

倉吉労働基準監督署：倉吉市駄経寺町2-15 ☎0858-22-6274

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）



働き方改革サポートオフィス鳥取



就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が無料で相談に応じます。（URL）<http://supportoffice-tottori.info/>

働き方改革サポートオフィス鳥取

（フリーダイヤル）☎0800-200-3295

受付時間：9時～17時（土・日・祝祭日を除く）



ポータルサイト「スタートアップ労働条件」



Web上で設問に答えると、自社の労務管理・安全衛生管理の診断ができるほか、労働基準法の基本的な仕組みなどの情報を掲載しています。

（URL）<http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>



「働き方・休み方改善ポータルサイト」



Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載しています。

（URL）<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>



建設事業主等に対する助成金

建設事業主の皆様が活用できる各種助成金を掲載しています。若年者及び女性の雇用や賃金の引上げ、若年者等の育成、熟練技能の維持向上を図るための技能実習などの取り組みに対して助成金が受けられます。

（URL）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

鳥取労働局職業安定部職業安定課 ☎0857-29-1707

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

